



平成24年8月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 林 和宏 編集担当責任者 番井 菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115



きりばたけ

## 株式会社クラヴィス破綻 ~こんなハガキが届いたら…~

相談者  
畑さん

平成24年7月5日、株式会社クラヴィス(旧リッチ株式会社、株式会社ぷらっと、クオークローン株式会社)が、大阪地方裁判所において破産手続開始決定を受けました。これに伴い、過去に取引があった方に、順次通知書(ハガキ)が郵送されています。ご不明な点は、同社のコールセンター(06-6356-3386)に問い合わせるか、お早めに司法書士・弁護士にご相談ください。

「きりちゃんきりちゃん、ちょっとこのハガキを見て、『重要なお知らせ』って書いてあるけど、差出人に聞き覚えがないのよ。」

「圧着式のハガキだね。開けてもいい？」

「うん、お願い。」

「…この差出人は、今、破産の手続きをしている『株式会社クラヴィス』の管財人みたいだよ。」

「『クラヴィス』なんて会社、聞いたこともないわよ。その会社が、私に何の用なの？」

「この『クラヴィス』という会社は、何回も社名を変えているんだよ。消費者金融をしていた『リッチ』とか『東和商事』、『シンコウ』、『ぷらっと』、『クオークローン』って社名に聞き覚えはない？」

「その会社なら、昔借りていたわ。」

※続きは、Case①②③のどれかへ(いずれにも該当しない方や、よくわからない方は、「その他」をご覧ください)。

## Case① 平成19年7月から10月の間にプロミスに行き、または書類を送って手続きをした

「けど、途中でクオークローンが廃業してプロミスに変わるので手続きが必要だと連絡が来て、指示通りプロミスに行って、書類に記入したわ。」

「だとすると、契約を切り替えたんだね。プロミスに書類を書いて郵送した人も、このパターン。その後は、ずっとプロミスと取引しているでしょ？」

「そうよ。」

「それなら、クオークローンとの取引で過払いが発生していても、プロミスに請求できる可能性が高いよ。司法書士、弁護士に相談してみてね。」

## Case② 自動的にプロミスに変わった

「けど、途中でプロミスに変わったわよ。」

「なるほど。5年くらい前に、「クオークローンは営業を終了するので、プロミスでの手続きが必要」という内容の手紙とか、電話が来なかった？」

「そんな話を聞いた気もするけど、何にもしないでいたら、支払い先がプロミスになったわよ。」

「そうか…。畑さんとクオークローンの取引は、債権譲渡という方法で移転したんだね。だとすると、プロミスはクオークローンから、借主に貸付金を請求する権利はもらったけど、すでに過払いが発生している場合に、借主に過払金を返す義務は譲り受けていないんだよ。」

「そうすると、プロミスに変わる前の取引で発生した過払金は、破産手続き中のクラヴィスに返還義務があるってこと？」

「そうだね。プロミスに支払い始めてからの分はプロミスに請求出来るけれど、それ以前の取引で発生した過払金が多少でも戻るのは、クラヴィスに資産があった場合に限られるよ。」

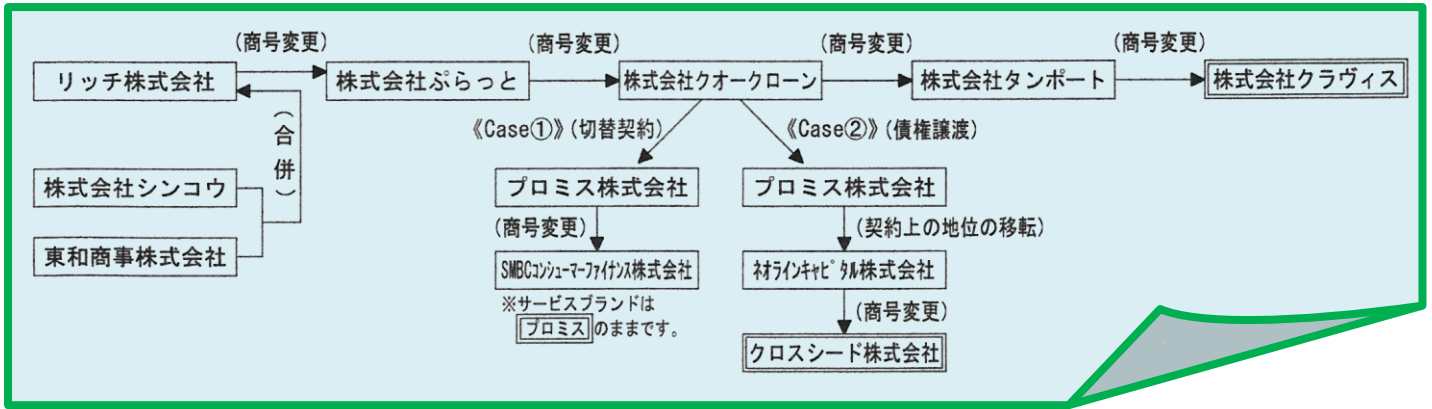
「そういえば、3年くらい前にプロミスから手紙が来て、今、別の会社に支払っているんだけど。」

「その会社って、『クロスシード』のこと？」

「そうそう、最近名前が変わったのよね。」

「クロスシード(旧ネオラインキャピタル)は、債権も債務もひっくるめてプロミスの地位を包括的に引き継いだから、プロミスの分も自分たちが払うって言い張るけど、経営状態が良いとはいえないんだ。至急司法書士、弁護士に相談してね。」

# 各社相関図



## Case③ 支払いを延滞している

「けど、途中で払えなくなって、そのままになっていたのよ…。」

「なるほど。でも、このハガキが来たってことは、支払いを停止した時点で、すでに過払いになっていたことだよ。」

「それって、もう支払う必要はないってこと？」

「そうだね。残念ながら、過払金が戻ってくる見込みは、現段階では無さそうだけど。」

「そっかあ…でも、払わなくていいのが分かったから、肩の荷が下りたわ。…ところで、延滞している人には、ハガキが来ない場合もあるの？」

「うん。まだ過払いになっていない借主には、このハガキは届かないよ。ただ、現在、クラヴィスの支払口座は凍結されているから、債務が残っている借主は、支払方法の指示があるまで待つ必要があるんだ。この場合、詳細はクラヴィスのコールセンターに問い合わせてね。ただし、支払いを停止してから5年以上経っている人は、先に司法書士、弁護士に相談した方がいいよ。」

## その他(Case①～③に該当しない場合や、よくわからない場合)

「きりちゃん、この会社って色々ややこしいね。」

「確かに、わかりにくいよね。Case①～③に該当しない場合もあるかもしれないし。」

「放っておいたら、どうなるのかしら？」

「平成19年6月以前に完済している人は、次に連絡が来るまで待っていてよいのだけど、特にCase①、②に該当する人は、既に過払いになっていて、払わなくていいお金を払わされている場合も多いんだ。放置して時間が経てば、過払金の回収が困難になって、かなり損してしまうかもよ。」

「結局、どこに問い合わせるのが一番いいの？」

「そうだねえ、中には、訴訟をしなければ根本的な解決にならないケースもあるから、専門家の無料相談を利用して、アドバイスをもらうのが一番いいかも。札幌司法書士会でも『株式会社クラヴィス破綻に伴う緊急110番』という電話相談を行っているから、利用するといいよ。詳細は、下の『司法書士会からのお知らせ』の欄を見てね。」

## 司法書士会からの お知らせ

◎株式会社クラヴィス破綻に伴う緊急110番◎  
電話による無料相談(通話料はご負担下さい)  
電話相談ダイヤル 011-522-5578  
当面の間(土日祝除く) 12:00-15:00

◎ 司法書士による相続遺言教室 ◎  
一般の方向けに、無料の法律教室を開催しております。ご予約の上、ぜひご参加ください。  
日時 9月15日(土曜日) 10時～12時  
会場 札幌司法書士会 研修室  
予約電話 011-281-3505  
(札幌司法書士会 事務局)  
予約受付時間 月～金 10:00-16:00

## 編集後記

今回はお盆にちなみまして、お墓のお話を一つ。諸事情によりお墓の撤去について調べたところ、①役所での手続き②僧侶による魂抜き③石材店による墓石撤去④お骨の移動の順番で行うようでした。驚いたのは石材店の人の次の言葉。「お骨は必ず残っているので、ビニール袋に入れてお渡しします。お骨には土が付いているのでご自宅で乾かしてから、骨壺に入れて納骨堂に持って行ってください。」数十年前のお骨が残っていることにもびっくりしましたが、そのお骨を自分で乾かして、骨壺に入れなければならないことに驚きました。庭やベランダにお骨を広げて乾かしている光景は見る人もきっと驚きますよね。